

備後国恵蘇郡三河内八幡宮の宮座について

藤 井 昭

一 歴史地理的環境

三河内は、中国山地の育染部に位置し、現在の広島県比婆郡比和町の東南部を占める。近世には、備後国恵蘇郡に属し、小和田組・福田組・越原谷に分かれていた。

小和田組は、勝光山（九四七m）の北麓の小盆地で、東には今櫛山（九四七m）がある。谷々の水を集めた小河川が絞り川となつて南西に下り、比和川に注ぐ。小和田組の北にある福田組は、毛無山（一二五三m）・井西山（一一八七m）南西の谷々を占める。山麓に発する小河川が集まり元常川となつて比和川へ注ぐ。いずれの川の水量も乏しく、灌漑への利用は少なかった。越原谷は飛郷で、吾妻山（一二三八m）南麓の谷である。これらの耕地と集落は、おおむね海拔四五〇mから六〇〇mの間に存在する。

冬季は、寒冷で雪が深く、裏作に恵まれなかったが、代わつてたゞら製鉄と炭焼業が発達した。鉄の産額は恵蘇郡内でも群を抜いて多かった。カンナ流しが盛んに行われたことから、山頂はなだらかであるが、山腹は急斜面であり、山崩れや水害の

危険が大であった。三河内の溜池は、製鉄用に作られたものが多く、谷間をえん堤でふさいだ形である。

『比和の歴史と自然』には、「えん堤は粘質の土を突き固めたもので、中心にはハガネという粘土の止水壁を持ち、その前後をやゝ粗い粘質土や石で盛りたてる。ハガネが水をとめ、前後の盛り土がハガネを保護するとともに水圧を支える。透水をすくなくするために基礎を岩盤まで掘り下げ、そこにハガネをつくるようになった」と記されている。¹⁾

同書は、比和町内の池として一三ヶ所をあげるが、そのうち一二ヶ所までが三河内に所在して、絞り川系六、元常川系四、川北川系二となつている。第二次大戦中に造成された坊地池が組合管理のほか、すべての池は現在でも個人管理である。²⁾これらの池水は、製鉄作業が終つた後は、灌漑用水として使用されることになった。小和田の地名は、古和田から来、和田は治田墾田に由来するともいわれている。³⁾

伝領関係をみると、中世には、地毗庄内の一地域であった。文応二年（一二六一）二月廿八日付け千光寺領備後国地毗庄内領家田数目録案には、「伊与村」とあり、嵯峨千光寺領であつ

た。⁴当時の伊与は、現在の比和町の古頃・木屋原・比和・三河内に比定される。ついで、文永四年（一二六七）十月廿七日の関東下知状は、山内俊家と舎弟時通等との相論を裁決したものであるが、この中には「伊与東村」とみえ、伊与村が分割されたことがわかる。三河内はこの伊与東村の地にあたる。

観応元年（一三五〇）三月六日の蓮華王院領地毗庄内伊予東村所務職補任状によると、当年一ヶ年を限って、長毗沙磨へ充行っている。⁶これが蓮華王院領としての初見である。康暦元年（一三七九）十月十日の多賀通俊所領売券では「ひんこのくちひのしやうの内伊与のひんかしむらこわたさこのせうつくりの田畠」とあり、「こわた」の地名がみえている。⁷

（藤井昭）
 応永四年（一三九七）三月十八日の蓮華王院領地毗庄内領家職補任状によると、蓮華王院は、山内通忠を地毗庄内原上村原下村伊与東村等領家職へ補任した。⁸それは、右三ヶ村の年貢京進一五貫文を毎年十月中に、干水損にかかわらず納入するといった内容であった。同十三年卯月十日の地毗庄領家四箇所田数年貢注文では、「いよのひんかしくてん一丁一反 ひら田三丁半 以上田数四丁一反半内三反⁹ ねんく十五貫二百四十七文」とみえる。⁹同十七年三月廿三日には、山名常熙から山内熙通へ、地毗庄内福田十名田土掃部入道跡を宛行っている。¹⁰福田は、小和田の北の谷で三河内に含まれることになる。

応永ごろの年末詳六月十五日の山名常熙書状によると、常熙

は山内熙通に、三河内・奈目良給分の替地として、津口庄（現世羅郡世羅西町）半済等を宛行った。¹¹「三河内」の文字の初見である。永享十二年（一四四〇）八月七日の山内時通注進状では、「一 伊予東領家本所 蓮華王院領公用伍貫文 妙法院殿へ納申候」とあり、文明のころと推される山内豊通預り所并色々注文では、「同所東 公用伍貫文 卅三間領一乱後無沙汰候」とみえ、¹³この時から蓮華王院への上納は完全に消滅したようであり、¹³後は、もっぱら山内氏が支配するところとなった。

地頭は、多賀山と同じ山内氏であった。惣領家山内通資が、正和五年（一三一六）多賀山の蔀山城へ入り、文和四年（一三五五）に地毗本郷の甲山城へ移った。その後、蔀山には弟通俊が在城し、多賀山一帯の支配にあたった。

建武五年（一三三八）二月三日の足利尊氏下文によると、山内彦三郎通時并一族へ、伊与東方の山内藤三郎跡等の地頭職を勲功の賞として与えた。¹⁴通時は通資の子息であるが、伊与東方が独立して地頭職の対象とされていたことがわかる。貞和七年（一三五二）十月二日の山内一族一揆契約連署起請文にみえる通俊は、¹⁵康暦元年（一三七九）十月十日の売券で「ひんこのくちひのしやうの内伊与のひんかしむらこわたさこのせらつくりの田畠」をしるのせに一三貫文で一〇年を限って売り渡しており、多賀山氏の所領支配が及んでいたことを示している。¹⁶応永十六年（一四〇九）八月日の山内熙通申状案では、伊与東等

の地頭職は、明德元年（一三九三）八月以来、宍戸駿河守の非分押行により、等持寺等持院の知行となっており、熙通は地頭職の還付を訴えた。⁽¹⁷⁾

在地名を冠する三河内氏が史料に登場するのは、かなり後のことで十六世紀中葉である。天文六年（一五三七）十月十日の八幡宮座配并祭田注文に通重が署名をし、⁽¹⁸⁾ 天正二年（一五七四）九月五日には、通忠と通亮が井西宮役についての宛行状を出している。⁽¹⁹⁾

天正十四年二月十二日の山内隆通知行書立案では、

一 伊与・森脇伍百貫此内百五拾貫三河内持

とある。⁽²⁰⁾ これより早く、山内氏では、元通から広通への家督譲与の契約が行われた。この時、三河内通忠は滑良通泰とともに、各配下の武将への使者を勤めた。⁽²¹⁾ 天正八年二月晦日、三河内通只（忠）は、同通亮とともに広通へ忠誠を誓っている。⁽²²⁾ 同十二年五月十六日の熊谷信直書状で、当時山内氏が属していた毛利氏の意向として、広通の代わりに隆通を定めんことを促している。⁽²³⁾ このことについて談合・議定するメンバーとして、高賀山・三河内・河面・滑⁽²⁴⁾の各氏の名前があがっており、山内家中における三河内氏の地位の重要さがわかる。また、このころ進行中であつた毛利氏の広島築城に関して、三河内通忠が穂田元清の使者として谷玄蕃允のところへ行っており、毛利氏支配下での活動がうかがわれる。⁽²⁵⁾

関ヶ原役後の毛利氏の防長二国への転封に従い、当地をはなれた。

二 天文六年、三河内八幡宮の宮座と祭り

当八幡宮の創立は不詳であるが、宇佐八幡を勧請したとす⁽²⁶⁾。社伝によると、約一〇〇〇年前に越原山より、井西山へ遷し、天曆のころ馬場山二本松に移した。このころ正香山（祥高山とも記す）鎮守の神を合併し、天正年中さらに三ツ子山城主三河内通忠により、現在地へ移されたとする。⁽²⁶⁾

社家井西家は、享保六年（一七二一）二月廿九日の三河内八幡祠官井西佐渡大夫の書出によると

一 当所祥高山天台宗四十九院之鎮守

正八幡の正躰三尊七百年余前、当村之内馬場山に新宮建立いたし、神職相勤候私迄二十七代、前十七代名知不申候、と記されている。⁽²⁷⁾ 天正年間、井西氏は、備後一宮の宮座の座席を有するほどであつたが、二十三代神左衛門の時、一時奴可郡大屋（現比婆郡西城町）へ退くことがあつた。⁽²⁸⁾ 天正十七年（一五八九）には再び三河内八幡宮の大夫別当職へ復帰している。⁽²⁹⁾ 二十四代七郎左衛門以降の者は、名前の下の但書に吉田官名を記している。⁽³⁰⁾

井西家は、天文六年（一五三七）十月十日の三河内八幡宮座配并祭田注文を蔵する。⁽³¹⁾ 他の二通の文書とともに卷子に仕立て

(藤井 昭)

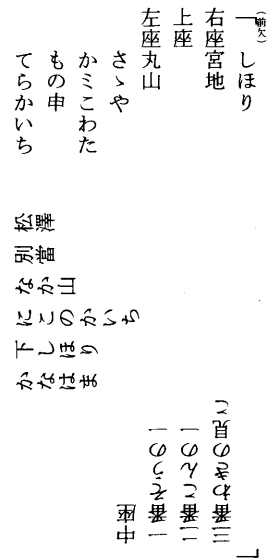


図1 八幡宮座配図 天文6年

(4)

られている。当時の宮座のあり方、および三河内の祭祀の状況を詳細に記している。まず座配の図がある。正面に向かって右の部分が前欠のため欠落している。正面上座を空席とし、左座に丸山以下、右座に宮地以下が座る。上座に相対する座を中座とし「一番そう(僧)の一、二番こんの一、三番わきの見こ」とある。別当寺は、真言宗神宮寺で、「芸藩通志」一三六は、「昔川北村祥光山四十二坊の内なりしをここに引けりといふ」とする。

左座には、丸山・さゝや・かみこわた・もの申・てらかいち・松澤・別当・なか山・にこのかいち・下しほり、かなはまが座している。右座には、宮地・しほりしか記されず、他の欠落部分は、左座から類推すると九座席である。ここで判明するものを鞍掛昇氏の御教示によって現地比定すると表一のとおりである。

表1 八幡宮御頭名現地比定 天文6年

しほり	綾
宮地	神宮寺沖
丸山	時保、享保の文書にみえる。
さゝや	笹屋谷
かみこわた	上小和田
もの申	
てらかいち	白鳥原
松沢	馬場沖
別当	
なか山	中組
にこのかいち	白鳥の入口
下しほり	綾
かなはま	綾

これらの名は、ほぼ近世の小和田組の中におさまっている。しかし、享保四年十月十五日の八幡宮社師井西佐渡の書上によると「祭礼毎年九月廿二日氏下志堀谷・小和田・三河内長谷・越原」とあり、天文六年の注文の欠落部分の座席には、長谷や越原の名が存在した可能性がある。

これらの座に着くのはどのような資格を要したのであろうか。つづいて同文書に次のようにみえる。

A 一 半済うわはらの内御まつりの時、より(寄頭)とうの事、とうも
と(田)ほうわはらしりのつほ、これへよるたの事
一 たん(区)山ね田 一 たん二郎三郎田 一 たんにし弥五郎殿も

表2 うわはらまつり御頭と耕地 (A)

		天文6年	
面	積	所在, 所有者等	役割
1反	—	山ね田	寄頭
1反	—	二郎三郎田	〃
1反	—	にし弥五郎殿もち	〃
1反	—	番匠太郎左衛門給分	〃
2反	—	長谷	〃
1反	—	しりのつほ	頭本
	小	山ね田口の上	寄頭
計	7反小		

表3 うわはらまつり御頭と耕地 (B)

		天文6年	
面	積	所在, 所有者等	役割
2反	—	大歳前二反田	頭本
2反	—	二郎右衛門尉殿	寄頭
2反	—	おさきのミちの下	〃
1反	—	あせち屋敷の前	〃
計	7反		

ち 一たんはんしやう太郎左衛門給分 二たん長谷にあり
一反しりのつほ 小山ね田の口の上(動任)にあり 以上七反小なり、此半済分とうをきんし候事、ほうき陣(俣老)のとしきんし候間、こんとハちとう上はらにきんすへし、
B とうもとハいつも大(歳)としのまへ二たん田ニあたり候、此地頭上はらへよりとうの事、二たん二郎右衛門尉殿 二たんおさきのミちの下 一たんあせちやしきのまへ 以上七たんにて候、出候米ハ一こく式斗を老町四反にうち候へく候、Aの場合、「うわはら」の地名はすでに所在を失っているが、この御祭りは、とうもとは「うわはらしりのつほ」とし、この田を持つ者が頭本を勤仕したのである。「頭本」はまず、頭の地位の由来する特定の田の呼び名であり、ついで役割を示し

ている。これによる田は、表二のとおりで、よりとう（寄頭）とした。なお、長谷と山ね田は、近世の福田組に属している。ついでBの場合は、頭本はいつも大歳の前二反田としており、これに五反の田がついて計七反が一つのまとまりをなしていた。AやBのように、一定の耕地群の中の特定の田を定めて頭本とし、他の田を寄頭とする構造がみられた。その耕地群を基盤にして座席の資格が与えられたのである。
このような三河内にみられる頭内部の構造は、三河内八幡宮の宮座の頭にあてはめることができよう。同文書の末尾に、
一本まつり之時、田別ニ白米七合宛出米を取、両とうへわたり候
とあれば、八幡宮の天文の宮座は両頭制であったことは間違いない。頭本の基礎になる田はどのような意味で、寄頭のもつ田（この田のことも寄頭という）と異なるのであろうか。この点については、備後国杭庄稻荷神社の宮座の名を事例として追求した拙稿があるのでそれに委ねたい。
天文六年、三河内では、宮座のある例祭のみでなく、小祭りが行われていた。
正月まつり・霜月まつりは、八幡宮の例祭以外の祭りである。しらとりまつり・うわはらまつり・たきのしりまつり・たけのはなまつり・しほりまつりは各地域の祭りで、しらとりまつりには、米一斗二升が、他には各一反の祭田が付されていた。ほ

かに、祭田の付されていない祭りとして、若宮まつり・山王まつり・大明神まつり・おうしまつり・ふんことのまつりがあり、それと多少趣きを異にするが、七日神田と田植神田があった。

以上を整理すると

- (1) 頭本・寄頭の頭役がみられる祭り
 - (2) 祭田が付されている祭り
 - (3) 名称のみ書きあげられている祭り
- などの類型があった。あるいは、それを合せて行う場合もあった。

奥書に、三河内通重が署名したことは、これらの祭りの組織及びその費用を保証する意味を有したのである。

三 寛文十三年、三河内八幡宮の宮座の編成

三河内八幡宮では、天文六年（一五三七）の宮座座配并祭田注文³²から一三六年を経た寛文十三年（一六七三）の御頭次第注文³³を蔵する。両史料の比較から、三河内における中近世移行期の祭祀組織の変遷をたどることができる。

天文六年の注文の作成者は、この地の在地領主で三ツ子山城主であった三河内通重で、八幡宮の宮座をはじめ、地域内祭祀全般の経済的裏付けを確認したものであったが、寛文十三年の注文は、 太郎兵衛と神主井西佐渡太夫が連署したもので、

そこには三河内氏の姿はすでにない。後者の注文は、平均三町五反程度の田と結ばれた両頭一〇番からなり、次の様式で記されている。

- 一 田老町七反八畝式拾七歩 下しほり 頭本嘉兵衛
- 一 田三反四畝式拾七歩 かみや 六三郎
- 八 番小頭一 田四反式拾七歩 しほり 清左衛門
- 一 田四反畝拾八歩 下せたいノ 次郎助
- 一 田八反拾五歩 同 又助
- \swarrow 三町五反三畝
- 一 田老町老反 歩 庄屋 頭本作左衛門
- 一 田八反式畝 歩 道ノ下ノ 四郎右衛門
- 九 番大頭一 田式反四畝 かじ 文三郎
- 一 田七反畝六歩 熊廻ノ 吉蔵
- 一 田八反四畝六歩 むかい原ノ 新左衛門
- \swarrow 三町四反九畝三歩

前欠で、八番大頭の末尾から一〇番小頭までしか残っていない。それにつづいて、

右之通り当社八幡宮御頭文、古者当初代城主三河内三河守道忠公御代より、御知行并役人等之申請ル田地ハ御引除、相残ル百姓田地斗ニ而御頭組被為成候、然者当代氏下百姓中と被相談、如此ニ御頭文相究末代迄御祭礼之御神事可相勤者也、

表4 八幡宮各頭の田積一覧

		寛文13年	
頭	田の面積	筆数	頭 本
8番大頭	3町5反3畝	(不明)	(不明)
小頭	3町5反3畝	5筆	下しほり嘉兵衛
9番大頭	3町4反9畝3歩	5筆	庄屋作左衛門
小頭	3町5反—6歩	3筆	市場多兵衛
10番大頭	3町3反□5歩	6筆	砂子分弥兵衛
小頭	3町3反1畝15歩	5筆	太郎垣内仁兵衛

道忠は、天正ごろの城主であり、この時期に、御頭を組みかえたとしている。天文六年の座配の図をみると、上座を中心に左右が対象な席が設定されたとすると、左座が二であるから、右座は宮地・しほりのほかに九座があったと推定される。上座と相対して設けられた中座三は供僧などの座で、これを除き、御頭廻りの座は計二二であった。各座は名や地名をもって表わされていた。その基盤になった耕地は直接には書かれていないが、うわはらのまつりの例からみて、頭本・寄頭の頭の組織が、

耕地群の上へ組み立てられていたと考えられる。寛文十三年の注文によると、各番に属する耕地を名請人ごとに記している。

各頭は五筆前後で、三町五反平均の田から編成されていた。先出のように領主三河内通忠の時から、知行地等を除いた百姓分田地で御頭組を結んだので、三河内氏とその関係者は御頭廻りよりはずれ、より上位に立って八幡宮にかかわったのである。享保六年（一七二一）二月廿九日の井西佐渡大

夫系図書出によると

一当社江三河守通忠殿
寄進の宝物数々御座
候由、其後（中略）
宝物ハ無御座候、通
忠殿時代ノ残物壺三
ツ木地大香盤一ツ御
座候

とあることはその一例である。それだけに三河内氏が、慶長年間に当地を離れても御頭組は、なんの支障なもなく存続できたのである。

田は頭ごと、人ごとにまとめられており、頭本の下に農民の名前がでてくる。一人が数頭に名前を出す場合も多く、下せたいの又助は八番小頭と一〇番小頭に、むかい原の新左衛門は一〇番の

表5 三河内の年代別耕地面積、石高等一覧

年月日	耕地面積	石高等	家数	出典
文祿4(1595)・9・28		527石—8升	屋敷142所	(1)
元和5(1619)・8		1412石3斗7升9合		(2)
文政8(1825)	157町4反—6歩	1324石7斗8升9合	203戸	(3)
	小和田組 96町—4畝—	820石5斗2升7合	120戸	
	福田組 53町—3畝27歩	470石5斗8升2合	69戸	
	越原谷 8町3反2畝9歩	33石6斗8升—	14戸	

注(1) 文祿4年9月28日 山内広通給地付立起請文案【山内首藤家文書】330号

(2) 享保4年12月吉辰 備後国御知行帳【広島県史】近世資料編II所収

(3) 文政8年8月【芸藩通志】135

大頭と一〇番の小頭にみることができ、二〇頭のうち、五頭分を検しても、すでに農民は頭本にのみ属する存在ではなくなつたことを示している。各頭の田地は、おそらくは頭本を中心の一つのまとまりを有していたかも知れないが、農民はその枠を乗りこえようとしていたのである。頭本と寄頭の関係はかなり弛緩したものになってきた。

天文の二二座(推定)は、寛文に二〇座としてほぼ形式的に継承されている。三町五反が二〇頭とすれば、八幡宮の御頭に属する耕地は約七〇町となる。文禄四年(一五九五)の石高五二七石八升は、ほぼこの面積にみあう石高としてよからう。しかし、その後の耕地の増加分は、御頭組の耕地に組みこまれることはなかった。

四 御注連田の現地比定と慣行

御注連田については、当地在住の鞍掛昇氏の研究がある。⁽³⁵⁾さらに同氏の御教示をうけ、現地踏査を行い、地籍図と照合し、考察した。⁽³⁶⁾

その結果、当地域は砂鉄の産地で、砂鉄を採取した跡は逐次耕地として転用されていった。それだけに中世の御注連田を、地形図上へ位置づけることは困難となっている。さらに圃場整備事業が急ピッチで進められており、耕地の状況は大きく変貌している。

表6 三河内八幡宮の頭の所在と面積
昭和61. 3.

番	頭	所在	面積
1	大	天神沖	3畝—
	小	"	1反1畝
2	大	笹屋谷	1反5畝
	小	時保	1反3畝4歩
3	大	堂前	2畝28歩
	小	中組	6畝—
4	大	"	1反9畝—
	小	山王原	7畝14歩
5	大	天神沖	1反2畝25歩
	小	先郷	4枚田3反3畝19歩の内下の田
6	大	笹屋谷	8畝8歩
	小	吉ヶ原	6畝15歩
7	大	丸山沖	3畝—
	小	先郷	7畝—
8	大	山川	1畝24歩
	小	清台沖	7畝1歩
9	大	天神沖	4畝16歩
	小	丸山沖	1反—25歩
10	大	笹屋谷	1反5畝16歩
	小	堂前	5畝—

農地改革まで存在した両頭一〇番からなる二〇頭の御注連田はいずれも旧小和田組の内部に所在した。⁽³⁷⁾ 先ず、三河内八幡宮近く、集落北方山よりの先郷に二、天神沖に四、笹屋谷に三の計九の御注連田があり、ほぼ全体の半分を占める。集落の中心部にも、かつて製鉄のために削りとられたとみられるやせほそつた小丘が残っている。このあたりには、山王原一、時保一、丸山沖二、中組一の計五の御注連田があり、集落の南辺の堂前二、吉ヶ原一、さらに西南の絞り川沿いに清台沖一、山川一の御注連田が分布していた。

各御注連田では、頭にあたった年に、頭役の勤めはじめと終

わりを意味する、御注連下ろしと御注連上げの神事が行われた。戦後の農地改革による各御注連田の移転が目立ち、現在では、八幡宮の下の「御注連久保」という田で行われる慣行のみが残っている。昭和六十年の御注連下ろしは、十月二十日夕刻に執行された。宮司井西隆人氏をはじめ大頭・小頭・総代の皆さんのお許しをえて調査することができたので、以下その概要を神事の次第に従って記す。

御統渡しは、³⁸⁾すでに昭和五十九年十一月十一日例祭行事一切終了後に行われていた。社殿に図二のように着座し、「来年は統だから、しつかりまもれ」と挨拶し、神盃をいただき、今年

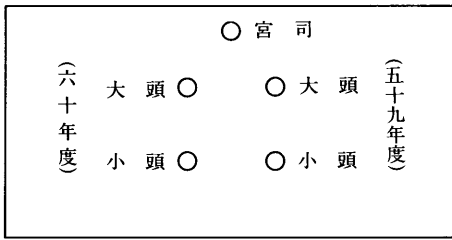


図2 御統渡しの座席 昭和59年11月11日

の大頭から来年の大頭へ、同様に小頭から小頭へ神酒をくむことによって統を渡した。一同の直会はない。

御注連下ろし当日の午後一時、大頭岸氏、小頭豊川氏は、八幡宮の南にある井西宮司宅へ参集し、早速大小の両統の両人は宮司宅のニワ(屋外)でシメツクリをはじめた。使用するワラは、大頭・小頭から持参したものである。次第にニノグミにされ、注連ができ

がる。これについて特別の名称はない。同時刻に、一二人の宮総代も宮司宅に集まり、座敷でコタツを囲みながらコヨリを作る。これは十一月十一日の本祭り当日の氏子の役割を決めるクジである。コヨリの先にはそれぞれの役名が記される。現在の氏子約一二〇世帯に対して、一〇〇本くらいの役を作る。高齢・健康などの理由で、祭りに参加できない人々を見込んで除いた全世帯に役割が当たるようにする。各組の総代が引いて地域へ帰り、さらに組内の氏子が引いて決める形となっている。

現在の大頭・小頭は、一二の地区から選ばれている。統の基盤にあった御注連田の制が農地改革によってくずれたので、統の正統性を証するものはなくなった。ニワで作業していた大頭・小頭二人によるシメができ上がると二人は、御注連久保の田へ出かけ、真榊三本を立て青竹を添え、これにシメを取付け、斎場の形を整える。

午後三時四五分、宮司宅から、宮司・同行の神主(宮司の子息)、大頭・小頭他数人が歩いて五分ほどの八幡宮へ上がる。(総代はこれには参加しない。)同五三分、一同は図三のように着座する。

四時四分 奏楽(笛・太鼓・手打鉦)

神主祝詞奏上(清めの意)

神主二拝二拍一拝

修祓

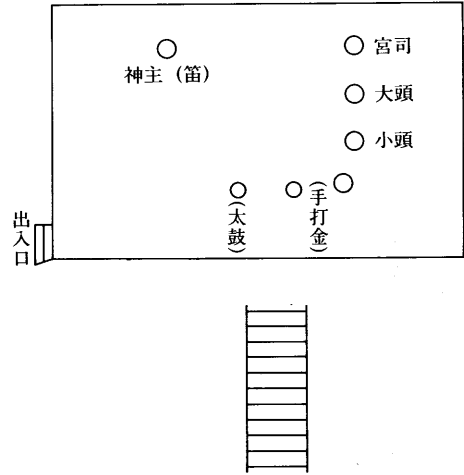


図3 三河内八幡宮御注連下ろし迎え着座図 (拝殿)

宮司祝詞奏上 (御注連田への降臨を願う)

宮司二拝二拍一拝

四時一二分 社殿向かって左出入口から外に出、本殿および

拝殿を右廻りに一周し、正面右段を下る。道行きの順は「宮

司——大頭——小頭——○——手打鉦——太鼓——笛(神

主)」である。

四時二〇分 御注連久保の御注連田へ到着する。

四時二五分 神主祝詞奏上

修祓

宮司祝詞奏上

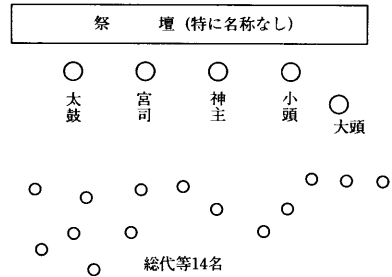


図4 御注連下ろし齋場 (御注連久保)

宮司二拝二拍一拝

神酒をカワラケに注ぎ、大頭以下順次全員で飲む。この間に奏楽がある。なお祭壇の供物は図五のとおりである。

四時二九分 終了。

宮司宅で、宮司・神主・頭屋・総代一同で直会となる。

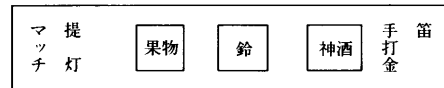
御霊をお迎えしたのだから、斎灯を焚いてその供をしな

ければならなかった。

オシメアゲは、例祭の翌日(十一月十二日)に行い、後片付

けをする。

御注連下ろしには、古くは上げ統と下げ統の二種があった。



1. □内は折敷を示す。
2. 果物は、ナス、カキ、リンゴである。

図5 御注連下ろし祭壇供物図

上げ統は、ここに報告したように御注連久保の田へ真榊三本を立て青竹を添え、ニノグミと称する注連を曳き、御幣を立てるものである。下げ統は、御統のあつた大頭・小頭の家の御注連田で、右のような神事を執行することであつた。神輿で御分霊をお迎えし、あるいは御注連田へ仮屋を建てて、御統組の者が交替で宿居したこともあつたという。しかし、現宮司井西隆人氏はその経験はないとのことであつたから、明治末には、すでに消滅していた。

御注連下ろしの翌日、御統組へは注連子を配る。各戸は各門前に青竹を立て、注連繩をひく。

これらの御注連田の慣行について、当日参加の古老の記憶を要約すると次のとおりである。

- (1) 頭本は、御注連田について廻るもので、人々は極度に譲りたがらなかつた。農地改革という村落外的理由によって、御注連田が他人のもとへ移動した。その場合、神事に対する権利だけは自分の下へ残したいという旧所有者の主張を生じた。ここに田の所有権と神事との一体観はくずれ、御注連田の意味はすたれた。

(2) 御注連田には、耕作禁忌の伝承を有するものがあつた。田植の時、娘とか老婦人はよいが、成人女子を避けるとか、人肥を使用しないなどである。しかし、牛馬を入れないとか、きれいな水を求めるとかの忌はなかつた。砂鉄採取後の土地

が田として開発される場合が多く、御注連田の当初の位置環境は明らかにしたい。

- (3) 現在の御統は、御注連田から離れて、家につくようになった。そのため、在来からの統の組織は失われ、その家の負担のみで勤仕されている。

(4) 大頭・小頭は、お互い同土役の交流はなかつた。

- (5) 御注連田を神殿田という場合があつた。神殿とは、荒神神楽(比和・高野地方は斎庭神楽という)の神殿という舞殿をつくる田の意味から来ている。

五 三河内八幡宮の例祭と慣行

御注連下ろしのほか現行の神事を紹介する。

- (1) 湯立て 境内に四本の笹竹を立て、注連繩を張り、聖域を作る。その中に五つの釜を置く。祝詞、玉串奉奠の後、釜に湯を沸かして、笹で湯の玉を祓う。宮司・大頭・小頭・氏子総代が列席して行われる。棚には切り餅が供えられる。これは氏子に下げられる。

(2) 神幸 神輿一基で行う。平素は石段向かつて左側の神庫に納められている。この神輿は「あばれみこし」といわれている。神輿の担ぎ手は、御統組二つづつで、神輿には、子供神儀が随行する。「楽打ち」ともいう。大人が背中に担いだ太鼓一を子供四人がとびかかるようにして打つものであり、氏

- 子なら誰でも打てることになっている。現在では、五組ほどでる。注目すべきは、これに使う太鼓は、大田植に用いる腰鼓である。田植用の太鼓を神儀に用いる例は、江の川流域ではかなり多くみられている。現比婆郡口和町の多加意加美神社の場合には、早乙女も供奉しており、単なる太鼓の間にあわせではない。⁽³⁹⁾豊作祈願は田の神にして、御礼を氏神さんにすることによって落着するという信仰を有していたのである。
- 神幸先は、御旅所で八幡宮近くの畠である。ここからは祭神がかつて鎮座されていたという井西山が眺望でき、遙拝の適所であった。神幸で持参する宝物は「鉾」と「幣」である。還御後は太鼓おさめを行う。
- (3) 流鏑馬 行われなかった。明治のころから徴兵検査に合格した若者が射的をしたというが、伝統行事ではない。
- (4) 神楽 神社では行われない。高野町から比和町にかけては、齋庭神楽があり、七年に一度、荒神名を単位として、家祈祷をかねて執行された。⁽⁴⁰⁾
- (5) 神弓祭 一月から四月にかけて、各家を齋場として行われた。⁽⁴¹⁾しかし、八幡宮の祭りではない。
- 大頭・小頭の仕事をまとめると次のとおりである。
- (1) 御注連下ろしの準備と執行（十月二十日）、その夜の直会での挨拶と例祭への協力依頼した。
- (2) 御注連下ろし後は、御注連田において、降臨された神の警護をした（十月二十日以降）。
- (3) 供物を準備する。戦前は、大頭二升・小頭二升といわれ、統の仕事は労力奉仕が中心であった。現在は、神主が購入して供えるようになっていく（十一月十日以前）。
- (4) 祭礼の経費は、御注連田の収穫と氏子から各戸一升宛を集めたという。天文六年の注文にも、本祭りの時は、「田別白米七合宛」とある。⁽⁴²⁾（十一月十日以前）
- (5) 湯立ての準備、釜五ケを出し、注連縄を四角形に張り、斎場を作る（十一月十日）。
- (6) 神庫にある神輿の組立て（十一月十日）。
- (7) 御旅所の注連張り（十一月十日）。
- (8) 神幸に際して、御幣持ちをする。大頭が神輿の前、小頭が後につく（十一月十一日）。
- (9) 大頭・小頭は、例祭日に氏子へ神酒をふるまう。現在は、両統で一升ビン五本とされているが、かつては一斗樽をあげた（十一月十一日）。さらに古い時代はドブザケ（濁酒）であった。⁽⁴³⁾
- (10) 祭典には、大頭・小頭は羽織・袴で正装し、列席する。座の位置は、神主の次で、氏子総代の上位を占める（十一月十一日）。
- (11) 後片付け（十一月十一日）。

- (注)
- (1) 『比和の自然と歴史』第六集四四—四五頁。
- (2) 同書四一頁。

名称	位置	面積(a)	水平量(m)	最大水深(m)	備考
名越一号	森脇	三・三五	二〇・五	三・〇	比和川水源
毛利	三河内	一〇・八	一八・四	三・〇	絞り川水源
関永	"	三・〇	四四・九	三・五	"
高峠	"	三・五	五〇・九	四・〇	"
福光	"	一五・〇	二六・〇	三・〇	"
荒木三号	"	三・〇	四六・八	三・〇	"
兵呂	"	三・〇	七八・五	一・五	現在埋立
焼御堂	"	一三・〇	八六・八	一五・〇	川北川中途
坊地	"	一四・〇	一四〇・〇	二・五	"
峠	"	九・〇	一五九・二	六・〇	元常川水源
柴田二号	"	二〇・五	一七九・九	一・八	"
長屋一号	"	一五・〇	二六・九	四・〇	"
長屋二号	"	一六・一	四七〇・九	三・五	"

- (注) 坊地溜池は組合管理で、他は個人管理
- (3) 『比和町誌』六三頁。『芸藩通志』一三四は、「按に、和田は治田の誤ならんか」とする。

- (4) 山内首藤家文書六号
- (5) 山内首藤家文書七号
- (6) 山内首藤家文書五五六号
- (7) 山内首藤家文書五一七号
- (8) 山内首藤家文書七四号
- (9) 山内首藤家文書七七号
- (10) 山内首藤家文書八五号
- (11) 山内首藤家文書八八号

- (12) 山内首藤家文書九五号
- (13) 山内首藤家文書一八四号
- (14) 山内首藤家文書一七号
- (15) 山内首藤家文書二五号
- (16) 山内首藤家文書五一七号
- (17) 山内首藤家文書八四号
- (18) 井西文書一号(『広島県史』古代中世資料編IV所収)
- (19) 井西文書三号
- (20) 山内首藤家文書三〇四号
- (21) 山内首藤家文書四〇六・四〇七号
- (22) 山内首藤家文書四一〇号
- (23) 山内首藤家文書三〇〇号
- (24) 山内首藤家文書五五四号
- (25) 享保四年十月十五日、三河内村八幡宮社師井西佐渡書出に「
宮 一社字在正八幡宮」とあるなど。(井西文書)
- (26) 『芸藩通志』一三六、『比和町誌』二四三頁参照。
- (27) 井西文書
- (28) 井西文書二号
- (29) 井西文書三号
- (30) 井西文書
- (31) 井西文書一号
- (32) 井西文書一号
- (33) 井西文書
- (34) 井西文書
- (35) 鞍掛昇「三河内八幡神社の御注連田について」(『比和の自然と歴史』第八集所収)
- (36) 昭和六十年十月二十日、十一月十日、昭和六十一年四月二日に現地調査をした。
- (37) 鞍掛前掲論文による。
- (38) 三河内では、「頭」「当」と「統」の両方が使用されている。文書史料は「頭」「当」であるが、民俗行事の表現では、「当」と

「統」が混用されている。むしろ「統」の字を宛てる場合が多い。

(39) 『式内社調査報告』第二二集六〇三頁拙稿分。

(40) 中国山地に多くみられる荒神神楽である。当地方では「斎庭神楽」と呼んでいる。

(41) 現在でも、福塩線沿いの甲奴郡上下町・双三郡三良坂町では行われている。

(42) 井西文書一号

〔付記〕

現地では、三河内八幡神社宮司井西隆人氏と鞍掛昇氏をはじめ大頭・小頭・総代の皆さんから格別の御教示・御協力をうけた。厚く御礼を申し上げる。

On Miyaza of Mitsugaichi-Hachimangu Shrine situated
in Eso-gun, Bingo-no-kuni

Akira FUJII

Abstract

Mitsugaichi is the name of a place situated in the present Hiwa-cho, Hiba-gun, Hiroshima Prefecture. Around this area, the people have engaged in agriculture by using water of the irrigation ponds for a long time. At the same time, taking iron out of sand was extensively carried on in that area and the place out of which the sand was taken came to be exploited as rice fields.

Miyaza was an organization to keep the festivals of the communities and the organization consisted of the influential men who possessed the special land in the 16th century. The people except them could not participate in the festival activities planning and had little voice in the community politics. This kind of the closed society kept on being reformed little by little, but Miyaza, after all, existed during 17th and 18th centuries.

In the 19th century, Japan began to be modernized speedily and the feudal customs of the communities also began to be reformed, but it was not enough. It was because there were some historical and geographical reasons.

The system of the land ownership, the most important system of the farm villages, was transformed by the farm-land reform after World War II, and the various customs also ceased to exist or was transformed.

I intend to make clear in this paper paying attention to the old documents and the people's customs how Miyaza which have been carried on by the people of Mitsugaichi have changed.